

土地売却など情報登録箇所
(11月30日時点)

凡 例	
	売 買
	賃 貸
	売買・賃貸
	契 約 済



東日本大震災から7年9カ月が経過し、宅地造成工事などの復興事業も大詰めを迎えています。復興公営住宅の整備は12月、自力再建される人への宅地の引き渡しも、今年度末には全て完了する見込みです。

11月末時点の進捗状況として、漁業集落部の宅地整備は全体で214戸のうち213戸が完成し、完成率は99.5%、復興公営住宅は両石地区の市施行の戸建タイプが10月に完成し、全体の189戸全てが完成しました。

市街地部の宅地整備は全体で1,232戸のうち1,141

戸が完成し、完成率は92.6%、復興公営住宅は全体で1,127戸のうち1,096戸が完成し、完成率は97.2%となりました。12月には浜町の復興公営住宅も完成する予定です。

今回の復興情報では、区画整理土地活用支援制度、東部地区の空き画地公募、復興土地区画整理事業にかかる換地計画(案)の発送などの5項目についてお知らせします。

今後も、残された宅地の早期完成、周辺道路の環境整備、漁業集落部の跡地整備など進めていきますので、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

釜石市区画整理土地活用支援制度に登録されている土地情報を公開します

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地(換地)の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度に登録された売却や賃貸を希望する土地情報を、市の窓口やホームページで公開しています。土地の取得、賃貸をお考えの人は利用をご検討ください。

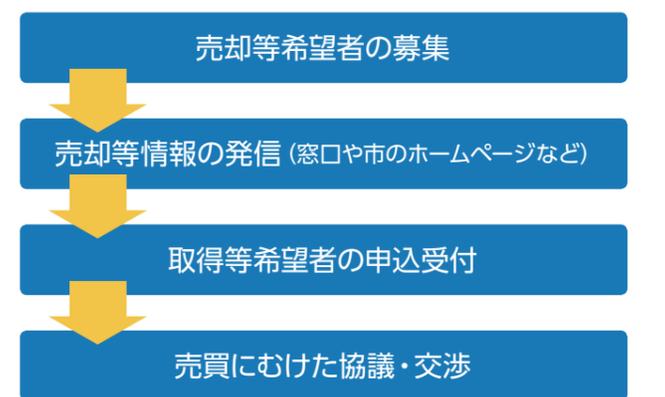
■土地の購入・賃借を希望する人は

- 利用申し込み用紙、申し込み誓約書に必要事項を記入の上、持参または郵送で市都市整備推進室へ提出してください
- 申し込み用紙などは、市都市整備推進室に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

■注意事項

市は、売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません。土地の売買、賃貸借金額やその他の条件については、宅地建物取引業者を通じて協議・相談してください。なお、土地情報の登録や利用に費用はかかりません。

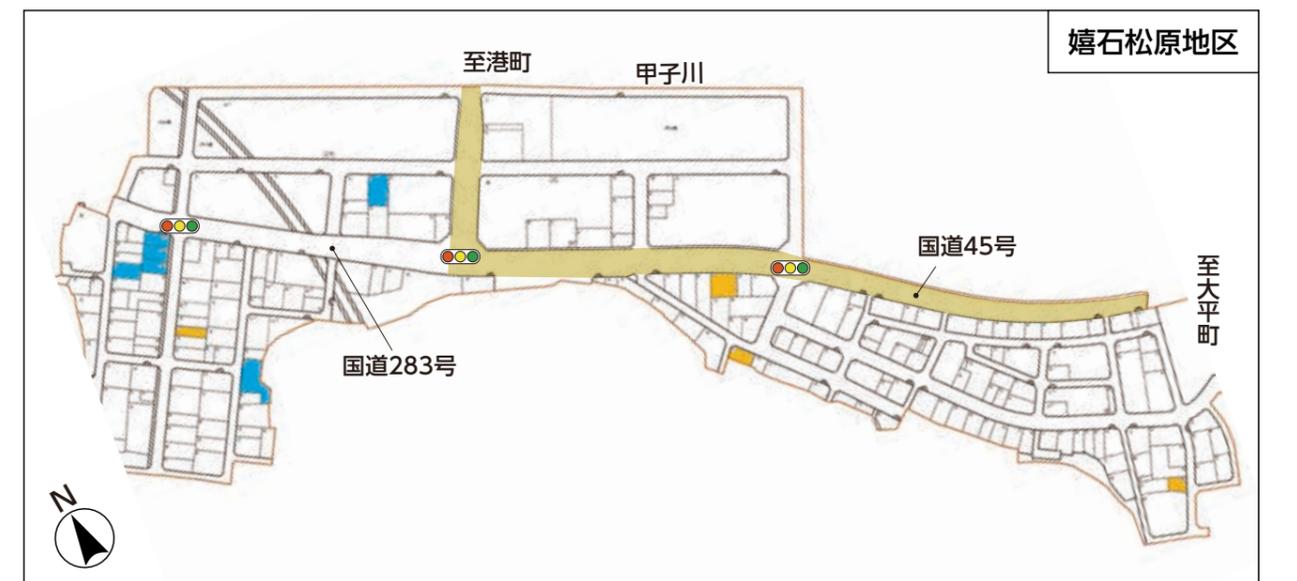
【制度の運用方法】



※宅地建物取引業者等に協力を要請

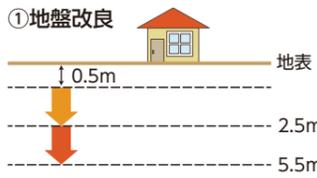
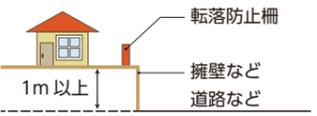
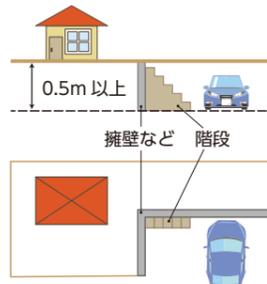
申 込 み 市都市整備推進室 区画整理係
問 い 合 わ せ 〒026-8686 只越町3-9-13 市役所第5庁舎2階 ☎27-8437 FAX22-9505

土地売却など情報登録箇所 (11月30日時点)



住宅再建宅地対策補助金をご利用ください

市の復興事業により整備した事業区域内の宅地の安全性向上のため、被災者が自宅敷地の安全対策工事を行う場合に要する経費に対し補助金を交付します。諸条件や申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

対象	次の全てに該当する人 ・東日本大震災により自宅が被災し、被災証明書または被災を証明する書類の交付を受けられる人 ・市の復興事業により整備した事業区域内で、自宅のある土地の安全対策工事を行う人 ・平成23年3月11日以降に実施した工事		
補助対象	①地盤改良工事 宅地の弱い地盤(※)に対して行う地盤改良工事費の合計額の1/2とし、1宅地につき、50万円を限度 ○地表から0.5m~2.5mの地層に、地盤支持力30kN/m ² 未満の地層がある場合 ○地表から2.5m~5.5mの地層に、荷重が0.5kN以下で自沈する層がある場合	①地盤改良 	
	②転落防止柵設置工事 高低差が1m以上の区間内における転落防止柵の設置工事の工事費の合計額または設置延長1mにつき1万円として積算した金額のいずれか低い額	②転落防止柵 	
	③擁壁工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に擁壁を設置する工事	(1) 擁壁高0.5m以上1m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり9万円として算出した金額のいずれか低い額 (2) 擁壁高1m以上2m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり13万円として算出した金額のいずれか低い額 (3) 擁壁高2m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり18万円として算出した金額のいずれか低い額	③擁壁と階段 
	③階段工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に階段を設置する工事	(1) 階段高0.5m以上1m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または8万円のいずれか低い額 (2) 階段高1m以上2m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または10万円のいずれか低い額 (3) 階段高2m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または12万円のいずれか低い額	

※「弱い地盤」の定義は、「釜石市住宅再建宅地対策補助金交付要綱」による

問い合わせ 市都市整備推進室 管理係 ☎27-8437

●問い合わせ
市都市整備推進室 区画整理係 ☎27-8437

●問い合わせ
市都市計画課 復興住宅整備室 ☎27-8435

復興土地区画整理事業にかかる換地計画(案)を発送します

市内4地区で行われている復興土地区画整理事業のうち、嬉松原地区については、先行して地番、地積、清算金などを記載した換地計画(案)のお知らせを、権利者の皆さんに12月中に発送する予定です。通知が届いたら、内容の確認をお願いします。



両石地区の住宅整備状況

●完了しました
両石地区の復興公営住宅整備が完了しました

両石地区の戸建タイプの復興公営住宅が10月に完成しました。これにより、漁業集落部の復興公営住宅は全て完成。現在、同地区では自力再建住宅の建設が進んでいます。

- ・県営集合住宅(24戸) 4月完成
- ・市営戸建住宅Ⅰ期(13戸) 5月完成
- ・市営戸建住宅Ⅱ期(12戸) 10月完成

市が所有する東部地区西側空き画地を分譲します



東部地区の国道45号高架橋から西側の土地に空き画地があります。希望する人にこれらの画地を分譲します。

1 空き画地の概要

画地数 5画地
宅地面積 約53m²~約228m²
分譲価格の目安 約255万円~約1,385万円
※詳しくは市のホームページをご覧ください

2 受付期間

12月17日(月)~平成31年1月16日(水)9時~17時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
※郵送の場合は平成31年1月16日(水)消印有効

3 申込方法

市都市整備推進室の相談窓口へ備え付けの「空き画地の公募に係る申請書」に記入の上、必要書類(申込者本人を確認できる運転免許証または健康保険証等の写し)を添えて、同窓口へ持参または郵送してください。

4 対象

居住または事業を営むことを目的に、土地の分譲を希望する人
※不動産業における売買、賃貸を目的とする土地の取得はできません
※分譲を受けた人は、引渡し日から5年間は転売できません
※複数の画地へ申し込むことはできません

5 画地の決定方法

①画地ごとの申し込みが1人の場合はその人に決定します
②複数の申し込みがある場合、市が定める優先順位により決定します
③優先順位が同位の場合は、抽選により決定します
結果は、平成31年1月下旬に申し込み者全員にお知らせします。

【優先順位】

優先1位：釜石市内で被災し、東部地区に居住していた人または事業者で、仮設住宅、みなし仮設、仮設店舗施設に入居している人
優先2位：釜石市内で被災し、東部地区以外に居住していた人または事業者で、仮設住宅、みなし仮設、仮設店舗施設に入居している人
優先3位：釜石市内で被災し、東部地区に居住していた人または事業者
優先4位：釜石市内で被災し、東部地区以外に居住していた人または事業者
優先5位：釜石市外で被災し、仮設住宅、みなし仮設、仮設店舗施設に入居している人
優先6位：釜石市外で被災した人
優先7位：釜石市に定住(3年以上居住)する意思がある人

申し込み・問い合わせ

市都市整備推進室 都市拠点復興係
〒026-8686 只越町3-9-13 ☎27-8437